

千葉県報

号外特
令和7年1月12日

主要目次

告示

- 疑似患者の発生
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限

告示

告示

千葉県告示第七号の三

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり疑似患者の発生届出があった。

令和七年一月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約四一〇、〇〇〇	銚子市森戸町	令和七年一月十二日

千葉県告示第七号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和七年一月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期	間
一 銚子市の一部（小長町、桜井町、笹本町、忍町、富川町、豊里台一丁目、豊里台二丁目、豊里台三丁目、長山町、森戸町及び諸持町）		当分の間	

- 二 旭市の一部（岩井、倉橋（旭市市道一〇二八号線の以北の区域に限る。）、蛇園（旭市市道一〇二八号線の以北の区域に限る。）、松ヶ谷及び見広（旭市市道二〇四八号線の以北の区域に限る。））
- 三 香取郡東庄町の一部（小南）

千葉県告示第七号の五

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和七年一月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期	間
一 銚子市の一部（赤塚町、芦崎町、岡野台町一丁目、岡野台町二丁目、岡野台町三丁目、岡野台町四丁目、親田町、垣根町一丁目、垣根町二丁目、垣根見晴台、小船木町一丁目、小船木町二丁目、猿田町、柴崎町一丁目、柴崎町二丁目、柴崎町三丁目、柴崎町四丁目、柴崎町五丁目、柴崎町六丁目、柴崎町七丁目、正明寺町、白石町、新町、高田町一丁目、高田町二丁目、高田町三丁目、高田町四丁目、高田町五丁目、高田町六丁目、高田町七丁目、高野町、茶畑町、塚本町、常世田町、中島町一丁目、中島町二丁目、長塚町一丁目、長塚町二丁目、長塚町三丁目、長塚町四丁目、長塚町五丁目、長塚町六丁目、長塚町七丁目、野尻町、船木町、松岸町一丁目、松岸町二丁目、松岸町三丁目、松岸町四丁目、松岸見晴台、三門町、三宅町一丁目、三宅町二丁目、三宅町三丁目、宮原町、見晴台、八木町、四日市場台、四日市場町及び余山町）		当分の間	
二 旭市の一部（イ、ロ、飯岡、幾世、入野、岩崎、後草、江ヶ崎、大間手、鎌数、行内、清滝、倉橋（旭市市道一〇二八号線の以北の区域を除く。）、琴田、櫻井、さくら台、新町、三川、清和乙、清和甲、関戸、高生、長尾、長部、野中、萩園、塙、東足洗、平松、舟戸、蛇園（旭市市道一〇二八号線の以北の区域を除く。）、溝原、南堀之内、見広（旭市市道二〇四八号線の以北の区域を除く。）、貉野、八木、横根、米込及び萬歳）			

購読料

本号

一部

六円

三 香取市の一部（阿玉台、和泉、岡飯田、貝塚、志高及び古内）

四 香取郡東庄町の一部（青馬、栗野、石出、今郡、大久保、大友、小座、神田、窪野谷、小貝野、笹川い、笹川ろ、高部、東和田、夏目、新宿、羽計、東今泉、平山、舟戸、宮野台、宮本、八重穂及び谷津）

発行者

購読申込先

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

〇四三（二二三）二六五八